

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 28 年 8 月 12 日 (金) 第 8 8 2 4 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	指定障害児通所支援事業者の指定 (529) (東部福祉保健事務所) 2
	土地改良区の役員の就任 (530) (中部総合事務所農林局) 2
	開発行為に関する工事の完了 (531) (西部総合事務所生活環境局) 2

告 示

鳥取県告示第529号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の24の規定により次のとおり告示する。

平成28年8月12日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の名称	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の所在地	障害児通所支援事業の種類	指定年月日
NPO法人きなんせこども館牧谷事業所	岩美郡岩美町大字牧谷690-39	NPO法人きなんせこども館牧谷事業所	岩美郡岩美町大字牧谷690-39	児童発達支援、放課後等デイサービス	平成28年8月3日

鳥取県告示第530号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり東鴨土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成28年8月12日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

就任した役員の氏名及び住所

監 事 岩 崎 幸 男 倉吉市広瀬657

平成28年8月1日就任 任期 平成32年3月28日まで

鳥取県告示第531号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成28年8月12日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

1 開発許可の年月日及び番号

平成28年6月29日 鳥取県指令第201600053813号

2 開発区域に含まれる地域の名称

境港市森岡町字向中曾根615-2

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

境港市米川町291-1

松本 忠史 松本 千尋